

二 東京外国语学校の独立

1 外国語学校の独立

外国語学校の独立への動き

附属外国语学校が東京高等商業学校から分離独立する歴史的な背景は、先に述べた通りである。しかし、その独立は、同校の外部から一方的に決められたのではなく、内部からの動きがあつたことも忘れてはならないだろう。

まず校内では、一八九八（明治三十一）年春頃から、同窓会設立の準備が始められた。そして、五月二十八日、二〇余名の発起人が神田今川小路玉川亭に集まり、同窓会の会則について相談し、ついで全校生徒に同意を求めることにした。当時、彼らには二つの大きな問題があり、そのため早急に同窓会を組織して、生徒の総意として当局に請願しようとしていたのである。その二つとは、生徒の中に広まりつつあった附属学校の高等商業学校よりの分離独立と、学科増設（「経済学・国際法など、語学をもつて立つ者には適切必要なる専門諸学科」）の要求であった。

この動きは翌六月になると本格的になり、同月十七日に会則を決定し、二十六日の夕方、本校の講堂に生徒たちが集まり、同窓会は発足し、前日に選出された各科の委員たちに右の二大要件を委任した。彼らは近づく夏期休業中にもかかわらず、この問題に積極的に取り組んだのである。

こうした運動が効を奏したのか、第二の点については、生徒の要求を取り込む形で規則が改正されて、二年目、つまり一八九八年秋から実施された。改正は次の三点、つまり、①清語科と韓科の二年生以上は英語を兼修できること、

二 東京外国语学校の独立

②自分の所修学科以外の特別生となることができる、③副科を設けて、三年生以上は、経済学・国際法・教育学のうち、一科目もしくは二科目を兼修できること、というものであつた。生徒たちの要望がどれだけ汲み取られたかは分からぬが、履修の幅を広げて、少しでも生徒たちのニーズを受けとめようとしたことがうかがわれる。「文部省第二十六年報　自明治三十一年至明治三十二年」も、「専門的智識ヲ注入シ以テ時勢ノ進歩ニ応シ他日教育界ニ立チ或ハ外交通商ニ從事スル者ニ一層ノ便宜ヲ供セントセリ」と述べている。

いっぽう、生徒たちの第一番目の要求である外国语学校の分離独立については、当時すでに学外でかなり進んでいた。まず、同年九月、前述の高等教育会議においては、外国语学校の分離独立に関する建議案が出されていた。その中心は、作られたばかりの外国语学校同窓会の賛助会員であつた井上哲次郎（一八五五—一九四四）であり、前述の加藤弘之と第一高等學校長の沢柳政太郎（一八六五—一九一七）が賛成者であつた。井上の建議は、外国语学校が高等商業学校の附属であるために本来の目的を果たしていないこと、特に露語・清語など、ますます重要性がましている外国语に対し特別な措置が取られていないことを挙げて、同校の独立の必要を説いたものである。井上は、近代日本の代表的な哲学者であり、儒教を中心とした日本の伝統思想をドイツ観念論哲学の立場から理論づけたことで知られているが、教育勅語を學問的に理論づけた『教育と宗教との衝突』（一八九一年）や、さらにはキリスト教が日本の国体に反する宗教であるとして内村鑑三らを攻撃した『教育と宗教との衝突』（一八九三年）などで脚光を浴びていた国体護持派の論客である。また、沢柳は教育学者であり、後に東京高等商業学校長事務取扱や、東北大学・京都大学の総長となるが、京大時代には大学の自治をめぐつて、一九一五年に総長を辞任し、以後、自らの理想に基づく教育を実現すべく成城学園を創つたりするなど、リベラルな学者として知られている。これら硬軟両派の学者から支持された外国语学校の分離・独立は、それだけ当時の日本の焦眉の課題であつたことを物語つてゐる。

実は文部省としても、官立の専門学校の設立を急いでいた。國家の教育問題全体を論議する高等教育会議でこの問題を取り上げたのもそのためである。かくして、外国语学校の分離独立はわりとスムーズに進んだ。詳しいプロセスは省略するが、ほぼ文部省の描いたプラン通りに事は進み、外国语学校は高等商業学校から分離独立して東京外国语学校となり、文部省直轄の官立専門学校となることが、一八九九（明治三十二）年四月四日、「勅令第一一六号」および「勅令第一一七号」により規定された。このとき同時に、高等師範学校附属音樂学校もやはり分離・独立して東京音樂学校となり、同じく官立専門学校となつた。さらに従来は技芸学校とされていた東京美術学校も、やはり官立の専門学校に昇格した。その結果、それまで専門学校は公立と私立しかなかつたが、官立の三校が初めて加わり、一八九九年には、官立三校、公立四校、私立三八校の合計四五校となつた（専門学校の数は、その後も年度により増減がある）。文部省がめざしていた専門学校の充実が緒についたのである。

このようにして、一八九九年四月四日、東京外国语学校は分離独立し、単独の官立専門学校になつた。翌四月五日、主事の神田乃武が校長心得に任じられ、さらに同月二十一日、校長となつた。

独立時の東京外国语学校

東京外国语学校は、独立と同時に職員定員の改正があり、校長一人、教授一十五人、助教授八人、書記二人とされた。しかし、独立当時は、『文部省年報』によると、校長一人、教授九人、雇員一人、嘱託員一二人、雇外国人一二人となつておらず、このほかに書記二人がいた。

独立により、学校長が置かれるようになつたが、この学校長と教授とは奏任官（天皇が、総理大臣や主管大臣の奏薦によって任命する三等から九等までの高等官）であり、助教授と書記は判任官（天皇の委任を受けた各省大臣や各

二 東京外國語学校の独立

地方府官が任命する官吏) であった。ちなみに、帝國大学の総長とその教授は勅任官(勅命によつて任命される)・二等の高等官) であり、高等学校の一部、高等師範学校、女子高等師範学校、高等商業学校、東京工業学校の各校長も勅任官一等であつた。その違いは高等教育機関の位置づけの差異でもあつた。なお、東京外國語学校長が勅任官一等となるのは、一九一〇(明治四十三)年三月二十六日である。

また、独立とともに、語科は、新たに伊語科が設置されて、合わせて八科となつた。また、旧来の正科は本科に、特別科は別科に、それぞれ名称が変わつた。修業年限は、本科の三年には変わりがなかつたが、別科は旧来の三年以内からはつきりと二年と明記された。別科については、「速成ヲ旨トシ本校所定ノ各國語ヲ教授スル」ために置くとされた(「文部省第一十七年報」)。

独立とともに、「東京外國語学校規則」が改めて作られた。もつとも、専門学校として独立したものの、学校としてはすでに二年前に作られていたから、伊語科が加わつたこと以外には、従来の「附屬外國語学校規則」とほとんど違ひはない。僅かに、二年级以上の生徒で学術優秀品行方正な者を特待生とする制度と、学力優秀品行方正で学資支弁の途なき者に一か年百円の奨学金を貸与する制度とが設けられたことが注目される。

独立に際して、高等商業学校の運動場にあつた施設を改築して校舎としてそこに移つた。場所は神田錦町三丁目一四番地である。史料によつては、新築したとするものもあり、その点は定かでないが、いずれにしても木造二階建の狭いもので、教室も六つしかなかつた。そのため、高等商業学校の構内の木造二階建校舎をも分教場として使用したが、そこには教官室、生徒控所、便所のほかに八つの教室があり、学校としてはこちらの方を主としていたようである。

校章の意味

独立と同時に教官たちの協議によつて校章が決められた。「生徒心得」第三条によつて、本科生には、登校の際に制服制帽を着用することが義務づけられていたので、校章は帽章とも呼ばれた。

校章の意味について、今日では次のように、つまり一番上の炬火が「旺盛」を、その下の長い棍棒が「剛健」をそれぞれ意味し、その棒にまつわりついたしの字が Language の略であり、さらに左右の羽は海外発展を寓し、それが八つであるのは創立時に教授された外國語の数を示していると言われている。こうした解釈は、一九三二（昭和七）年の『東京外国语学校沿革』の中に書かれている土田半六の「解説」に基づいていると思われる。

しかし、独立当初の意味は少し違つていた。この図案を考えたのは、初代校長神田乃武のようであるが、神田は『校友会雑誌』（一九一二年三月）で、ペシネーム「有翼生」の質問に答えて、次のように語つている。「実は、語学校が未だ高等商業学校の附属であつた頃、私が主事をして居つた時分の事さ。たゞなま職員間に徽章制定の議が持ち上つたので、私は是非とも語学校の特色を發揮したものを撰定して見たいと色々考へ込んだ末、不図ホーマー（Homer）の詩集中に『羽の生えたる』といふ文句あるを想ひ出し、此羽といふのを土台として種々工夫を試み遂に今日の徽章を撰定するに至つたのである。説明するまでもないが、羽翼は生徒が欧亜諸国の外國語を修得して他日卒業して世界各国に雄飛することを意味し、……」

以上の点に関しては、通説とほぼ同じだが、その後に次のような言葉を加えていることが注目される。「なに片方各八枚宛の羽翼はもと校内八語学科（記者付言、創立当初は七語学科なりし）を意味して居るのぢやないかつてね。いや、左様いふ訛合も無いのぢやが、世間で皆斯う謂つてゐるといふなら姑く左様いふ事にして置いても悪くはあるまいね。」ここで、神田が口を濁してしまつたので、本来の意味が分らないが、このインタビューを読む限りは、神田

が考えていた羽翼とは、必ずしも八語科ではなかつたようである。

さらにまた、神田は次のように続けている。「次に真中に在る炬火台だがね。あれは勿論 Knowledge は Light であるといふ事から来て居るので、換言すれば暗夜を照す可き Flame-beau は、正しく是れ自国民の智を啓き、他国民の蒙を開く可き Light なりとの意味に帰着するのである。「光は世を照す」とはふのも、結局此所を指して居るもの。それから中央のし字だが、是は言ふ迄もなく羅典語の Lingua (英の Language' 法の Langue) から取つたものだ。」

「」には、「旺盛」とか「剛健」とかの言葉は全く出てこない。明治初めの文明開化期に自ら形成した当時の教官たちにとって、「知識こそが曖昧な世の中を照す光である」という信念は共通なものであつたから、おそらく独立当初の理念として、「たいまつ」はこののような意味に捉えられていたのであろう。したがつて、「旺盛」は納得がいく。しかし、「剛健」というような気風は、のちの時代になつてからつけ加えられたものと思われる。念のために記しておくと、先の土田の解説が書かれた一九三七年という年は、盧溝橋事件が起きて日中戦争が始まった年であり、軍国主義的風潮の中で「質実剛健」などの氣風の尊ばれた時代背景を考える必要がある。

さらに、「し」の字も、英語でも間違ひはないが、本来はラテン語からとられたものだということも銘記しておくべきであろう。また、なぜ「し」の字が採用されたのかに関して、一九二四年度仏語科卒業生の佐藤良雄は、「蕃書調所と外国语学校」(『蘭学資料研究会 研究報告』第一六九号、一九六五年四月) の中で、炬火は高等商業学校の校章からとつたものであり、同校のマーキュリーの蛇の代わりに「し」の字を用いたと書いている。外国语学校が、高等商業学校から分かれたものである以上、「し」の説もある真実を含んでいるであろう。実際に、現在の東京外国语大学の校章と一橋大学の校章とは、非常に類似している。

初めての卒業生と入学試験の実施

独立に際して新たに置かれた伊語科の初年度の生徒数は、本科一〇人、別科四人であった。学校全体の生徒数は、本科二六五人、別科二〇八人の合計四七三人である。

また、この年には、初めての卒業者を出している。修業年限二年の別科（入学時には特別科）の生徒たちである。合計は表3の通りで三七人と少ないが、初年度の入学者たちは一年目の初めまでに大半が退学してしまっており、残っていたのは五〇人ほどであったから、かなりの者が卒業したと言える。

独立の翌年一九〇〇（明治三十三）年には、別科二九人のほかに、本科でも初めての卒業者四一人を出している。

本科生の卒業後の進路は、『文部省第二十八年報』の記載をそのまま記すと、官吏一二人、教員一七人、会社員もしくは実業家五人、外国官厅在勤者一人、兵役二人、未定四人となっている。

また、翌一九〇一年の卒業者は、本科五五人、別科三八人の合計九三人であり、本科生の進路は、官吏六人、会社員・銀行員一一人、教員一三人、外国留学者一人、一年志願兵三人、実業家七人、未定一四人となっている。官吏、教員、会社員・銀行員が大半を占めており、こうした傾向は当時の間はあまり変わらない。

また、従来は中学卒業者には無試験で入学を許可していたが、独立二年目の一九〇〇年から学力の均斉をはかるため、正式に入学試験を課するようになつた。設立当初は、志願者をできるだけ多く入れていたが、実際には学力にかなりの差があつたので、一定のレベルの者のみに入学を許可することにしたのであろう。この年の志願者／入学者の数を示すと、仏語科四四人／一三人、独語科四七人／二四人、露語科三五人／一四人、伊語科四人／〇人、西班牙語科一三人／〇人、清語科二二人／一〇人、韓語科七人／〇人で、合計は一七二人／六一人である。試験を実施したためであろうか、入学者数はかなり少なくなつていている。特に四語科の入学者がゼロであったことは注目される。また、

二 東京外国语学校の独立

『文部省第二十八年報』による限りでは、英語科は志願者・入学者の項とも記載がない。これは、同年度の第二学年
在学者が二八人、第三学年在学者が一二人で、上級生の在学者合計が四〇人もあり、仏語科・独語科・露語科など他
の語科の三学年合計とほぼ同じはあるいはそれ以上に達していたので、この年には募集しなかつたものと思われる。
設立当初から、種々の理由から落第者が少なからずあり、それが積み重なつてこのような事態になつたのであろう。
いっぽう、別科は依然として無試験であった。ただし、志願者が八七人と相変わらず多かった英語科では、入学者
を一八人にして、かなりしぼり込んでいる。他の語科の数を示すと、仏語科五八人／五〇人、独語科六五人／四七人、
露語科二一人／一九人、伊語科三人／三人、西班牙語科六人／六人、清語科二九人／二六人、韓語科一人／一人であ
り、合計は二七〇人／一六七人である。

このようにして、東京外国语学校は独立し、単独の専門学校としての道を歩みだしたのである。

その後の経過 第二代目校長、校舎新築、研究科・選科設置

初代校長神田乃武校長が、再び海外留学することになったために、一九〇〇年四月七日、上田萬年（文学博士、
一八六七—一九三七）が校長事務取扱となつた。上田は、近代日本の言語学・国語学の草分けである。一八九〇（明
治二十三）年にドイツに留学し、ヨーロッパの言語学を学び、帰国後、文部省専門学務局長を務めていた。ただし、
上田は校長事務取扱であり、いわば臨時の代行だったので、在任は僅か半年余に過ぎなかつた。上田は、その後も、
該博な言語学の知識に基づいて、日本の国語学の基礎の確立に尽力する。同時に、仮名づかいの改良、漢字の制限の
提言をするなど、積極的なローマ字論者としても知られている。

同年十一月二十日、上田に代わつて、東京帝国大学文科大学教授の高楠順次郎（文学博士、一八六六—一九四五）

が校長兼務を命ぜられた。第二代目校長である。高楠もまた、近代日本を代表するインド学者・サンスクリット学者・仏教学者である。一八九〇年に渡英し、オックスフォード大学の東洋学の権威マツクス・ミュラーに師事し、在英中に『観無量寿經』を英訳したという俊英である。のちに『ウパニシャッド全書』全九巻、『大正大藏經』全一〇〇巻を刊行し、一九四四（昭和十九）年に文化勲章を授賞している。しかし、外語の校長を兼務した頃は、まだ三十歳代半ばであった。高楠は、一九〇八（明治四十一）年七月二十七日に辞任するまで、校長を務める。ただし、一九〇四年二月から〇六年三月に国外にあつたために、尺秀三郎（一八六二—一九三四）教授が校長代理となる。尺は、東京師範学校を卒業した後、ドイツのライプチヒ大学で学んだドイツ語学者であり、帰国後は東京美術学校教授を経て、一九〇一年に同校に着任していた。尺は日露戦争の最中に、校長代理として多忙な校務をこなすことになる。

一九〇三年一月、校舎が新築されて、校舎の狭さから解放された。旧校舎は分教舎（史料によつては「分校場」）として使われることになった。この点に関して、「文部省第一十九年報 自明治三十四年至明治三十五年」には、「校舎ノ設備ハ目下甚狹隘ナリト雖明年度ニ於テ増設ノ計画アルカ為之カ拡張ノ日当ニ近キアルヘシ」とあつたが、「文部省第三十年報 自明治三十五年至明治三十六年」では、「設備ニ闕シテハ本年度中校舎ヲ増設シタルヲ以テ教授上ノ便益ヲ得ルコト少シテセス」とある。本校舎ができるにより、高等商業学校に置かれていた分校場は廃止され、東京外国语学校は名実ともに独立を完了した。

一九〇二年度からは、新たに研究科と選科が設けられた。研究科は卒業者が修了した語学科をさらに研究しようする者が二年間 在学することができるところであり、また選科は語科の中の一科目または数科目をさらに選修しようとする者が入学できるところであるが、ともに厳しい規則はなかつたようである。この年の入学は、研究科一九人、選

科一八人である。

2 専門学校令と東京外国语学校

専門学校令

東京外国语学校が独立した頃は、国家の教育体系の充実・再編の時期であり、専門教育の充実がめざされていたことは前述の通りである。東京外国语学校が、東京美術学校・東京音楽学校とともに、初めての官立の専門学校となつてから二年後の一九〇一（明治三十四）年に、さらに千葉・仙台・岡山・金沢・長崎の五つの医学専門学校が認定された。これらは、いずれも高等学校医学部であつたものである。つまり千葉の場合は第一高等学校医学部であり、仙台は言うまでもなく第二高等学校医学部であるという具合である。それらが独立したので、官立の専門学校は八校となつた。

それからさらに一年後の一九〇三（明治三十六）年三月二十七日、「専門学校令」が公布された。専門学校は、それまで統一的な規定はなく、必要に応じて認可してきたが、ここに、統一的な制度化が実現することになったのである。

この法律によつて、専門学校は「高等ノ学術技艺ヲ教授スル学校ハ専門学校トス」（第一条）と、改めて規定された。すでに一八八六年に出されていた「帝国大学令」において「帝国大学ハ國家ノ須要ニ応スル学術技艺ヲ教授シ及^シ其蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トス」とあつたのに比べると、「学術技艺ヲ教授スル」ことは同じだが、「其蘊奥ヲ攻究スル」こと、つまり学術技艺の最高を極めることは求められておらず、あくまでも個別の学問や技艺の専門性がめざ

されていることが分かる。つまり、専門学校は、帝国大学とは明確な差があつたのである。

専門学校の入学資格は中学卒業者もしくは修業年限四年以上の高等女学校卒業者とされ（第五条）、就業年限を三年以上とした（第六条）。ただし、これらの中等教育を受けてないものにも門戸を開くために、「専門学校入学者検定規定」を設けて、男子は満十七歳以上、女子は十六歳以上の者に受験機会を与えた。

また、専門学校には、予科・研究科・別科を設置できるとされた（第七条）。これによつて、本科以外にそれらが置かれたところも少なくないが、東京外国语学校では、すでに研究科・別科が設置されていた。

この法律は、同年四月一日から施行されたが、官立専門学校は東京外国语学校を含めて前述の八校であり、ほかに公立・私立合わせて全部で三九校が専門学校に認定された。

専門学校令の公布は、私立教育にも大きな影響を与えた。私学の中には、すでに一八九〇年代から大学部を置くところもあつた。専門学校令は、このうち修業年限一年半余の予科を設けているものに限り、大学と名乗ることを認めたのである。これは日本の私学教育にとって画期的なことであり、慶應義塾、早稲田、東京法学院（中央）、同志社など、その条件を満たしていたものは、大学と名乗ることができるようになったのである。ただ、法的には、それらはあくまでも専門学校として位置づけられており、帝国大学とは区別された。「大学」を名のる高等教育機関が、私立であるために正式には大学ではなく専門学校であるというのは、現在の感覚から言えば奇異に感じられるが、出発からして官尊民卑の性格の強い日本の高等教育においては、そこには厳然たる違いがあつたのである。それは区別とうよりは差別といった方が正確である。しかし、大学を名乗る私学は、その後も明治、法政、日本など相次いだ。

それらの多くは医学・薬学・法律・経済学・商学などを専門とするものであつたが、中には文学やキリスト教・仏教など宗教学が専門のものもあつた。

日露戦争後、日本が近隣諸国を併合していくにつれて、専門学校は植民地にも作られていく。旅順工科学堂、京城專修学校、台灣協会学校、東亜同文書院などである。

認可が一段落した一九一六（大正五）年の専門学校の校数は、後述する実業専門学校を除くと、官立八校、公立五校、私立五四校の合計六七校に達した。

官立学校の中での東京外国语学校の位置

官立学校は、専門学校だけではなく、いくつかの種類があった。それらの中で、東京外国语学校はどのような位置を占めていたのであろうか。

まず、第一に帝国大学がある。日本の大学は、一九七七（明治十）年四月に、東京開成学校と東京医学校とが合併して東京大学と改称したものが始まりであるが、それが一九八六（明治十九）年三月の「帝国大学令」によって帝国大学に改められた。

帝国大学は、分科大学および大学院の二つの部分からなっていた。分科大学は学術技芸の理論および応用を教授するための最高の教育機関、つまり「最高学府」である。分科大学は、法科・医科・工科・文科・理科の五つあつたが、それぞれの大学に、学長・教頭・教授・助教授と書監・書記が置かれて、その職務を遂行した。帝国大学全体を統轄するのが総長で、その下に大学行政を行うために評議官・書記官・書記が置かれた。評議官は分科大学教授の中から二人が選ばれて、総長とともに評議会を構成した。ここから分かるように、今日の大学の組織は、この帝国大学令から発しているものが少なくない。なお、分科大学は、のち一九一九（大正八）年一月に帝国大学令が改正されて学部となるが、総長や評議会という名称は、そのまま残ることになる。

また、大学院は学術技芸を攻究するための機関であつて教育機関ではなく、博士号を取得する者は、基本的にはここで研究を極めた者たちであつた。

帝国大学は初め一校だけであったが、一八九七（明治三十）年六月、京都帝国大学が創立された。京都帝大には、法科・医科・理工科・文科の四つの分科大学が置かれた。京都帝大の創立によって、帝国大学は、それぞれの地名を冠するようになり、東京にあつた旧来のものは東京帝国大学となつた。その後、高等教育会議の開かれている間に、東北帝国大学が一九〇七（明治四十）年に、また九州帝国大学が一九一一（明治四十四）年に作られて、全部で四大学となる。

帝国大学に入学する資格があるのは、高等学校の予科を卒業した者であった。高等学校は、一八七六（明治九）年四月に作られた第一（東京）・第二（仙台）・第三（京都）・第四（金沢）・第五（熊本）および鹿児島の高等中学校を前身としており、それらが一八九四（明治二十七）年六月の高等学校令によつて高等学校となつた。

ただし、当時の高等学校は、必ずしも帝国大学への進学をめざす者に基礎教育をするだけのところではなく、専門実務の指導者を養成する機関でもあつた。東京外国语学校が独立した一八九九年頃には、修業年限三年で大学進学者たちのための予科のほかに、修業年限四年で専門学科を教授する法学部・工学部・医学部などを併設するところもあつた。しかし、それらは医学部のようにやがて専門学校として分離独立していくことになる。そして、高等学校はその後、帝国大学が増えたこともあり、実質的には大学進学者に高度の普通教育を教授する機関となるのである。

帝国大学・高等学校とならんと、高等教育機関としては、実業専門学校があつた。それが作られたのは一九〇三（明治三十六）年であり、専門学校令が公布されたのと同じ時である。ただし、実業学校は、具体的には工業学校、農業学校、商業学校、商船学校、実業補習学校として從来からあり、この年までに全国で二四〇校に達していた。そ

二 東京外国语学校の独立

の上に、「実業学校ニシテ高等ノ教育ヲ為スモノヲ実業専門学校トス」という実業専門学校が新たに置かれるに至ったのである。この実業専門学校は、専門学校の一種とされたが、一般的の専門学校よりは上位に位置づけられた。

この法律の施行の際に、実業専門学校に指定されたのは官立では札幌高等農学校、盛岡高等農林学校、東京高等商業学校、神戸高等商業学校、東京高等工業学校、大阪高等工業学校、京都高等工芸学校の七校である。

実業専門学校という新たな学校が作られたことにより、それまで関係のあった東京外国语学校と東京高等商業学校とは、はつきりと別のものと位置づけられた。そして、それ以降は、違った道を歩んでいくことになる。

その後、秋田鉱山専門学校、小樽高等商業学校、長崎高等商業学校などが実業専門学校に昇格していった。このほか、公立では大阪市立の大坂高等商業学校などが、また私立では東京農学校などが、実業専門学校と認定される。一九一六（大正六）年の実業専門学校の数は、官立一八校、公立二校、私立三校の合計二三校である。

官立の実業専門学校のうち、修業年限が四年で、しかも帝国大学分科大学にない領域を教授するものは、帝国大学と同じような役割を果たしていたことから、やがて官立単科大学に昇格していくこととされた。ただし、高等学校を卒業しないで入学する者は、まず修業年限二—三年の予科を経てから大学に進むことになる。その最初として、一九二〇（大正九）年、東京高等商業学校が東京商科大学になる。ついで一九二八（昭和三）年には大阪高等商業学校が大阪商科大学になる。この大阪商科大学は官立大学ではなく、全国初めての公立大学である。さらに翌一九二九年には、神戸高等商業学校が神戸商科大学に、東京高等工業学校が東京工业大学に、大阪高等工業学校が大阪工业大学になる。この年にはさらに、東京と広島の高等師範学校が文理科大学となつたほか、熊本医科大学・愛知医科大学の二つの公立医科大学も官立に移管された。

いっぽう、帝国大学の方は、一九一八（大正七）年に北海道帝国大学が作られたあと、しばらく新設がなかつたが、

一九三一（昭和六）年に大阪帝国大学が、一九三九（昭和十四）年に名古屋帝国大学が作られて、戦前の帝国大学の体系はできあがる。このほか、海外の植民地にも、京城と台北に帝国大学が二つ作られる（京城帝大は一九二五年、台北帝大は一九二八年）。「京城」とは、もちろん日本が韓国を併合したあとに、漢城と呼ばれていた都市を改名して作つた地名である。この二つの海外の帝国大学にも、大学令・帝国大学令が適用されたが、所管は文部省ではなく、朝鮮総督府および台湾総督府であつた。

このようにして、戦前の大学は、帝国大学が七校あり、そのほか官立の単科大学としては、商科大学二校、工科大学二校、医科大学六校、文理科大学二校があつた。このほかに皇學館大学も加えると、一九四〇年当時の学生数は約三万であつた。

私立についても、やがて名称だけでなく、実際に大学とする措置がとられていつた。ただし、その条件としては、大学を維持するための基本財産として五〇万円を供託金として国庫に納めることが義務づけられた。それはかなり厳しいものであつたが、一九二〇年二月に、慶應義塾大学と早稲田大学の二校が昇格したのを皮切りに、同年四月に、明治・法政・中央・日本・国学院・同志社が大学となつた。その後、専修・立教・立命館・関西などが続き、大正末の一九二六年までに、合計二二の私立大学が誕生している。

以上が、戦前の高等・専門教育の概要であるが、専門学校と実業専門学校とは、教育内容の違いがあつただけでなく、位置づけの差はそれ以上に大きかつた。実業専門学校からは大学になる道が開けていたのに対して、専門学校からは官立大学となつたものは一つもなかつたことが、そのことを如実に物語つている。

もちろん、実業専門学校が、そこに安住し座して待つていたわけではない。例えば、その先陣を切つた東京高等商業学校の場合は、商科大学への昇格をめざして、教員・生徒が一体となつて、かなり長期にわたる運動を展開した。

二 東京外国语学校の独立

特に、東京帝大には、商科・経済の分科大学がなかつたことから、高等商業を東京帝大の一分科大学とする案が出されたときには、それに対する激しい反対運動を起こしている。前掲『一橋大学百二十年史』の相当のページは、自らが大学昇格を求めていかに長い苦闘の歴史を経たかということに費やされている。その結果、東京商科大学は誕生するのであるが、それをきっかけにして、昭和期に入つてから、官立単科大学が相次いで生まれていくことになる。

いっぽう、当初から専門学校として位置づけられた東京外国语学校の場合には、大学となる道は開かれていなかつた。もちろん、専門学校と実業専門学校の違いは国家の高等教育体系の中で決められていたことなので、一つの学校だけではないかんともしがたいことであつた。しかしながら、大学化をめざす動きが、学校内部からほとんどなかつたことも事実である。それどころか、第一次世界大戦の最中に文部省が、日本の国際的な地位の向上に即して、東京外国语学校を東京植民拓殖語学校とする案を出したときには、学校関係者は一丸となつて、「外国语学校」という名称を存続する運動を展開した。「外国语学校」という名称は、卒業生・在校生・教職員にとっては、まさにアイデンティティそのものであったと言えよう。また、それに続いて起つた修業年限延長運動においても、東京外国语学校の性格は大学になじまず、したがつて大学昇格はめざさないとして、当時、他校がめざしていたそれとは一線を画したところで、運動が展開された。これらの運動については、詳しくは後述するが、官立専門学校としてはほぼトップの地位を守ることはできたものの、当時の国際的な条件の下で、エリア・スタディーズとしてのトータルな外国研究を積極的に推し進めていく方向には消極的となり、専門学校から脱皮する機会を失つたということも事実であろう。いずれにしても、文部省が、専門学校のままでは官立大学昇格の道を開いていなかつた以上、東京外国语学校が大学となることは不可能であつたのである。

ここで改めて、東京外国语学校は文部省直轄学校全体の中でのどのような位置にあつたのかを、資料によつて示しておこう。

一八九六（明治二十九）年七月から高等教育会議が開始され、教育問題全般に関して具申したことは前述した通りである。この会議への参加者は高等教育に責任をもつ者であり、これを見ると、文部省にかかる諸学校の位置が分かるのである。この会議の参加者たちは議員と呼ばれたが、任期は一期三年であつた。

最初の議員を見ると、帝国大学総長とその分科大学長合計六人、高等師範学校および女子高等師範学校の二つの高等師範の校長、東京高等商業学校・東京高等工業学校および東京美術学校の三つの技芸学校の校長、高等学校長からそれぞれ一人、それと文部省各局長、学識ある者または教育事業に関歴ある者七人以内とされた。もちろん、この時期には、外国语学校は、附属学校として設立されたばかりであつて单独校ではなかつた。

その後、規則がしばしば改正されて、議員の数は増えていく。まず、翌九七年十二月の最初の改正では、新しくできた京都帝大から総長および各分科大学長のうちの二人の合計三人が加えられたほかに、高等師範学校長附属音樂学校主事、高等学校長および専門学部主事の中から一人ずつ、尋常師範学校長の中から二人、尋常中学校長の中から二人、高等女学校校長の中から一人、それと帝室圖書館長などが新たに加えられる。ついで、その半年後の一八九八年六月の改正では、學習院長、華族女学校長、帝国博物館長、陸軍および海軍教育主任将校各一人、商船學校長、私立學校長の中から一人、東京学士院會長などが加えられた。そして、一九〇一（明治三十四）年九月の四度目の改正のときに、東京外国语学校長が、札幌農学校、公立實業學校長の中から三人などとともに議員に加えられるのである。高等教育會議の構成こそは、当時の教育体系全体の中での各教育機関の位置づけを明確に物語ついている。まず①帝

二 東京外国语学校の独立

國大学があり、ついで②のちに実業専門学校となる高等商業と高等工業の技芸学校、③二つの高等師範学校、④各地の高等学校があり、そしてその下に⑤専門学校がくるのである。さらに以下、⑥高等女学校、⑦師範学校、⑧尋常中学校、⑨実業学校などが続いている。この序列には、嚴然たるものがあり、例えば年度予算書でも、文部省所轄学校の項は、この順序で書かれている。戦後に至り、⑧、⑨以外のほとんどは、新制大学として昇格するか、あるいは既設の官立大学に吸収されて、国立大学として今日に至っている。しかし、文部省の各大学に対する位置づけは、多少の変化はあるものの、およそ一世紀前に決められたこの格づけが、基本的には引き継がれており、たとえば国家公務員特別職としての学長の給与表上の格差となつて踏襲されている。そして、東京外国语学校は専門学校であり、その中では最初のものであつたが、④までとの間には、明確な一線が画せられていたのである。

なお、東京美術学校長が、会議の発足当初から議員とされたのは、同校が当時まだ、技芸学校として高等商業と高等工業と同格に位置づけられていたからである。

以上が、戦前の官立学校全体の中での東京外国语学校の位置づけである。